

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成28年6月10日条例第3号)

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬^{※1}の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、一定の条件の下、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得から控除する^{※2}。（附則第4条の4の2関係）

※1 一般用医薬品（処方箋不要の医薬品）等のうち、医療用から転用された医薬品

※2 控除額の上限は8.8万円（＝10万円－1.2万円）

(2) 法人の市民税

ア 延滞金額の計算期間の見直し

納税環境整備の一環として、減額更正後に増額更正が行われた場合には、その間は延滞金を課さないこととする。（第9条関係）

イ 法人税割の税率の見直し

（ア）中小法人（資本金等の額が3億円以下の法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下である法人等をいう。）に係る法人税割の税率を6.0％に改める（標準税率の法改正に合わせた見直し）。（第27条の7，附則第4条の3関係）

（イ）中小法人以外の法人に係る法人税割の税率を8.2％に改める（標準税率の下げ幅に合わせて3.7％下げる。）。（附則第4条の2関係）

【参考】法人市民税法人税割の税率の見直しの概要

	改正前	改正後
中小法人に係る税率 （法で定める標準税率）	9.7％	6.0％（▲3.7％）
中小法人以外の法人に係る税率（超過税率）	11.9％	8.2％（▲3.7％）

※ 国において、法人住民税法人税割の標準税率を5.9％（うち市町村民税分は3.7％、道府県民税分は2.2％）引き下げるとともに、当該引下げ相当分が地方法人税に上乗せ（現行税率4.4％→改正後10.3％）されるため、国・地方を通じた法人の税負担は変わらない。

ウ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

国が認定し、地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が行った寄附（寄附下限額10万円）について、一定の条件の下、法人市民税法人税割額から寄附額の17.1％[※]を税額控除することとする。（附則第6条の2関係）

※ 平成29年3月31日までに開始する事業年度については15％。

※ 法人府民税法人税割及び法人事業税額と合わせて寄附額の約30％が控除される。

(3) 固定資産税及び都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

次の現存する課税標準の特例措置について、「わがまち特例」が導入されたことを受け、以下のとおり特例割合を定める。（附則第7条関係）

（ア）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（償却資産）

対 象 資 産	再生可能エネルギー発電設備 ① 太陽光発電設備，風力発電設備 ② 水力発電設備，地熱発電設備，バイオマス発電設備
現 行 制 度	最初の3年度分について，固定資産税の課税標準を2/3とする。
わがまち特例の内容	最初の3年度分について，固定資産税の課税標準の特例割合を，上記①については2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合と，上記②については1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	上記①については2/3，上記②については1/2（国の示す参酌割合と同じ）

（イ）都市再生特別措置法に基づき，認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

対 象 資 産	都市再生特別措置法に基づき，認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 （具体例）公園，広場，緑化施設，通路等
現 行 制 度	最初の5年度分について，固定資産税又は都市計画税の課税標準を4/5とする。
わがまち特例の内容	最初の5年度分について，固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合を，4/5を参酌して7/10以上9/10以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	4/5（国の示す参酌割合と同じ）

イ 遊休農地の保有に対する課税の強化に伴う措置

農業委員会から農地利用に関する勧告を受けた遊休農地について，評価額を求める際の減額補正率（0.55）を乗じないこととする評価方法の変更がされたことに伴い，評価替え年度以外の年度においても課税標準を見直すことができるようにする。（附則第8条の3及び第8条の4関係）

(4) 軽自動車税

ア 環境性能割の導入

（ア）平成29年4月1日から，以下のとおり，軽自動車税に環境性能割を設ける。これに伴い，現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とする。（第67条の2，第68条，第69条の2，第69条の3，第69条の4，第69条の5及び附則第16条の4の6関係）

課 税 対 象	軽自動車のうち，3輪以上のもの
納税義務者	3輪以上の軽自動車の取得者
課 税 標 準	3輪以上の軽自動車の取得価額（免税点：50万円）

徴収の方法		申告納付			
税 率	A	対 象 車		税 率	
				自家用	営業用
		電気軽自動車及び天然ガス軽自動車		非課税	
		乗用車	平成 32 年度燃費基準＋10%達成車		
		貨物車	平成 27 年度燃費基準＋20%達成車		
		乗用車	平成 32 年度燃費基準達成車又は 平成 22 年度燃費基準＋50%達成車	1.0%	0.5%
		貨物車	平成 27 年度燃費基準＋15%達成車又は 平成 22 年度燃費基準＋44%達成車		
		乗用車	平成 27 年度燃費基準＋10%達成車又は	2.0%	1.0%
		貨物車	平成 22 年度燃費基準＋38%達成車		
		上記以外の車		3.0% (当分の間 2.0%)	
※ Aについては、平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車であることを要する。					
※ 天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車であることを要する。					
※ 貨物車とは、2.5 トン以下のトラックをいう。					

(イ) 環境性能割は、当分の間、道府県が賦課徴収することとし、納税義務者は、環境性能割の申告、徴収金の納付等を京都府知事に対して行うこととする。(附則第 16 条の 4 の 2、第 16 条の 4 の 3、第 16 条の 4 の 4 及び第 16 条の 4 の 5 関係)

イ 種別割におけるグリーン化特例（軽課）の 1 年延長

平成 28 年度に取得する軽自動車について、引き続き軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の適用を受けられるよう、現行の措置を 1 年間延長する。(附則第 16 条の 5 関係)

(5) その他

その他必要な規定整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記 1(1)ア「セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチ OTC 薬控除（医療費控除の特例）の創設」の改正

平成 30 年 1 月 1 日

(2) 上記 1(2)ア「延滞金額の計算期間の見直し」の改正

平成 29 年 1 月 1 日

(3) 上記 1(2)イ「法人税割の税率の見直し」及び上記 1(4)の改正

平成 29 年 4 月 1 日

(4) 上記 1(2)ウ「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設」及び上記 1(3)の改正

公布の日

(5) 上記 1(5)の改正

公布の日等